

東京都板橋区債権管理条例(案) 骨子に対する意見募集について

1 条例制定の目的

区が保有する債権（金銭債権）には、区税、国民健康保険料、施設使用料、住宅使用料、奨学資金等様々な債権があるが、税と保険料を除き債権を持つ各課には徴収を専門とした組織がなく、債権ごとに事務処理方法や徴収体制が異なっている。

今回、区の標準的な債権管理の方法を定め、区が保有するすべての債権について、公平かつ公正な区民負担の確保と債権管理のさらなる適正化を図り、健全な行財政運営を行うため東京都板橋区債権管理条例（以下「条例」という。）を制定する。

2 対象債権

区が保有するすべての債権

債権の分類		債権の性質	債権の例
区 の 債 権 （ 金 銭 債 権）	公 債 権	法令の規定により地方税法等の滞納処分の例により処分できる債権	区民税・国民健康保険料・保育料等
	非強制徴収公債権	非強制徴収債権 滞納処分の規定がなく民事執行法による強制執行が必要な公債権	施設使用料・手数料等
	私 債 権		私法上の原因（契約等）により発生する債権

3 収入確保対策検討会での検討状況

いたばしNo.1 実現プラン2018「行財政経営計画編」に債権管理業務の効率化を位置づけ、条例の制定に向け準備を進めてきた。

具体的には、平成27年度、庁内関係課で構成する収入確保対策検討会の内部検討組織として、債権管理条例等検討会を設置し、条例制定の検討を行った。

債権管理条例等検討会は、平成27年度第4回収入確保対策検討会（平成28年3月28日）に、平成29年4月の条例施行を目指す旨を報告し、現在、条例案文の検討を行っている。

・債権管理条例等検討会(構成)

納税課・産業振興課・介護保険課・国保年金課・後期高齢医療制度課・

おとしより保健福祉センター・福祉部管理課・障がい者福祉課・板橋福祉事務所・

子ども政策課・保育サービス課・住宅政策課・学務課・地域教育力推進課

4 条例(案)骨子に対する意見募集

別添の通り、東京都板橋区債権管理条例（案）の骨子を作成し、区民の意見を求める。

・意見募集期間 平成28年9月10日（土）～9月26日（月）

・意見の提出先 総務部納税課（区役所3階・11番窓口）

東京都板橋区債権管理条例（案）骨子に対する意見募集について

パブリックコメント

（１）趣旨

区が保有する債権(金銭債権)には、区税、国民健康保険料、施設使用料、住宅使用料、奨学資金等様々な債権があり、現在のところ、債権ごとに事務処理方法や徴収体制が異なっています。

区では、区債権の標準的な処理基準を定め、区が保有する全ての債権について公平、公正な区民負担の確保と債権管理のさらなる適正化を図り、健全な行財政運営を行うため、東京都板橋区債権管理条例の制定について検討を行っています。

今回、条例(案)に盛り込む事項の骨子を作成いたしました。この内容について、区民の皆様のご意見を募集いたします。

（２）意見募集の対象

次ページの 1 から 17 までの東京都板橋区債権管理条例（案）骨子。

東京都板橋区債権管理条例（案）骨子の概要

1	目的	10	専決処分
2	定義	11	履行期限の繰上げ
3	他の法令との関係	12	債権の申出等
4	区長の責務	13	徴収停止
5	台帳の整備	14	履行延期の特約等
6	徴収計画	15	免除
7	督促	16	債権の放棄
8	滞納処分等	17	委任
9	強制執行等		

（３）意見の提出

- ①対象 区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・団体等
- ②意見募集期間 平成 28 年 9 月 10 日（土）から 9 月 26 日（月）まで
- ③記入事項
 - ア) 住所（区内在勤・在学の方は、所在地と名称）
 - イ) 氏名（法人名、団体名）
 - ウ) 電話番号
 - エ) 条例(案)骨子に対する意見
- ④提出方法 添付の意見記入用紙(任意の用紙・形式でも可)に記入の上、郵送、FAX、Eメール、区ホームページで送付又は区役所 3 階 11 番納税課窓口にご提出ください。
- ⑤提出先 板橋区総務部納税課庶務・収納グループ（電話）03-3579-2131
FAX : 03-3579-4157
Eメール: nouzei@city.itabashi.tokyo.jp

1 (目的)

区の債権の管理に関する一般的な処理基準を定め、公正かつ公平な区民負担の確保及び区の債権管理の一層の適正化を図ることを目的と定めます。

区の収入未済額を放置することは、区民の皆様の負担の公平性を損なうものです。区は、法的措置や債権放棄を視野に入れ、法令等に従って収入未済額の縮減に取り組まなければなりません。

区では、庁内関係課で構成する収入確保対策検討会を設け、収入率の向上と収入未済額の削減に努めてきました。今回は、この条例を定め、各債権に適用される法令等の規定に従い、適正な債権管理と能率的な債権回収を行い、収入未済額の削減を一層進める考えです。

2 (定義)

債権を分類し、全体を整理するため、条例中の用語を定義します。

本条例における区の債権とは、区の金銭債権を指します。また、区の債権は、公債権と私債権に分かれ、さらに、公債権は強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分かれます。

また、非強制徴収公債権と私債権を合わせて、非強制徴収債権と言います。

債権の分類			債権の性質	債権の例
区の債権 (金銭債権)	公債権	強制徴収公債権	法令の規定により地方税法等の滞納処分の例により処分できる債権	区民税・国民健康保険料・保育料等
		非強制徴収公債権	滞納処分の規定がなく民事執行法による強制執行が必要な公債権	施設使用料・手数料等
	私債権	非強制徴収債権	私法上の原因(契約等)により発生する債権	住宅使用料・貸付金等

3 (他の法令等との関係)

区の債権の管理について、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合は、法令又は他の条例等の規定が優先することを定めます。

区の債権管理は、原則として地方自治法及び地方自治法施行令に規定するところによります。この条例は、これらに基づき区の債権管理の一般的ルールを定める条例です。ただし、地方税法や国民健康保険法など他の法令等に特別の規定がある場合は、その規定が優先して適用されます。

4（区長の責務）

区長は、法令又は条例等の定めに従い、区の債権管理を適正に行う責務があることを定めます。

区長及び区の職員は、法令等に従い債権を管理しなければなりません。

地方自治体の債権管理の関係について、平成16年4月23日最高裁判所判決は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、同施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」としています。

5（台帳の整備）

債権を適正に管理し回収するためには、その記録の整備が重要であることから、条例で台帳を整備することを定めます。

区の債権を適正に管理するために台帳（電磁的記録を含む。）を整備し、経過記録を正しく残す必要があります。記録が不十分であると正しい判断ができないほか、正確な記録は訴訟等を行う場合の証拠となります。

台帳に記載する事項は、債権の管理方法の変化に応じて柔軟に見直すことができるよう、規則及びマニュアルで規定します。

6（徴収計画）

区の債権を計画的に徴収するため、毎年度、債権ごとに徴収計画を策定することを定めます。

徴収計画に具体的な取組み状況やその成果、目標値を記載することにより、債権管理における問題点の把握や、今後の改善の取組みに資することができます。

7（督促）

区の債権について、履行期限までに履行しないときは、法令の規定により、督促を行わなければならないことを定めます。

督促は、時効中断の効力を有するとともに、強制徴収公債権においては滞納処分的前提条件となります。期限までに納付されない場合は、必ず督促をしなければなりません。本項目は、地方自治法及び同施行令の確認規定です。

8 (滞納処分等)

強制徴収公債権の滞納処分及び滞納処分の停止等について、法令の規定により行うことを定めます。

強制徴収公債権の滞納処分等について、地方税法等の規定に従って的確に行うことを確認する規定です。

「滞納処分」とは、租税債権の強制実現手続を総称するものであり、納税者等が自主納付しない場合に、債権者である区が自力執行を行うための強制換価手続です。

9 (強制執行等)

非強制徴収公債権及び私債権について、督促後もなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合等のほかは、強制執行等を行わなければならないことを定めます。

区は、督促をしても履行されない非強制公債権及び私債権について、徴収停止や履行期限を延長する場合を除き、法令の規定により強制執行等を行わなければなりません。本項目は、地方自治法等の規定に従って行うことを確認する規定です。

10 (専決処分)

非強制徴収公債権及び私債権について、訴訟等により一定額以下の債権の履行を請求する場合は、議会の議決を要せず専決処分により処理することができること及び専決処分を行った場合の議会報告について定めます。

訴訟手続により履行を請求する額が、100万円（区営住宅その他の区が設置する公の施設の滞納使用料等の支払に係るものにあつては300万円）以下であるときは、「訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について」（平成18年3月2日板橋区議会議決）により処理することができることの確認規定です。

11 (履行期限の繰上げ)

債務者の信用状態に不安が生じた場合に、債務者に納付期限繰上げの通知を行うことを定めます。

区長は、債務者が強制執行や破産手続開始の決定を受けたことを知ったときは、債権者として債権確保のための手続を行う必要があります。本項目は、地方自治法施行令の確認規定です。

1 2 (債権の申出等)

債務者が強制執行等を受けたことを知った場合に、配当の要求その他債権の申出をすること、及び債務者に信用不安が生じた場合に債権を保全するために行う仮差押え等の措置について定めます。

債務者が破産手続開始の決定を受けたときや競売等が開始されたときは、裁判所等当該機関に配当（交付）要求のため、債権の申出を行います。また、区の債権保全のために担保の提供や保証人の保証を義務付ける等の措置を行うとともに、債務者に信用不安が生じた場合には、仮差押えや仮処分の手続きをとらなくてはなりません。本項目は、地方自治法施行令の確認規定です。

1 3 (徴収停止)

非強制徴収公債権及び私債権について、債務者の事情により債権回収を停止できる事項を定めます。

非強制徴収公債権及び私債権について、法人が事業を休止し再開の見込みが全くない場合や債務者が所在不明になった場合には、債権の保全や徴収を行わないことを規定します。本項目は、地方自治法施行令の確認規定です。

なお、徴収停止は、内部で行う処理に過ぎず、債務の内容を変更するものではありません。

1 4 (履行延期の特約等)

債務者が無資力等の理由により、納付すべき債権を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを定めます。

非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が生活困窮等の場合に、履行期限の延長及び分割納付できる規定です。本項目は、地方自治法施行令の確認規定です。

なお、履行延期の特約とは、債権が区と債務者との間の契約（貸付契約等）により発生している場合（私債権）、履行期限の延長は契約により行われるため、「特約」といいます。

債権が区の債務者に対する行政処分（生活保護費返還金の納付命令等）により発生している場合（非強制徴収公債権）は、履行期限の延長は行政処分により行われるため、「処分」といいます。

1 5 (免除)

履行の見込がない債権について、免除できることを定めます。

履行延期の特約又は処分をした私債権及び非強制徴収公債権について、当初の履行期限から10年経過してもなお債務者が無資力等である場合には、弁済の可能性はないと考え債権等を免除できることとします。本項目は、地方自治法施行令の確認規定です。

なお、免除は、債務者の意思に関係なく、債権者の意思だけであることができる単独行為です。

16 (債権の放棄)

非強制徴収公債権及び私債権について、今後、徴収が不能又は不相当と判断される場合には、債権を放棄することができることを定めます。

また、区長が放棄できる債権額は、1件当たり100万円以下のものとし、議会に報告しなければならないことを定めます。

本項目は、地方自治法第96条第1項第10号にいう権利の放棄に関する特別の定めに該当する、独自規定です。履行の見込のない債権について、適切に債権放棄を行い、適正な債権管理と業務の効率化を図ります。

具体的には、強制執行等の措置をとった後も履行の見込がない場合、徴収停止後相当の期間を経過した後も履行が困難な場合、債務者が死亡し相続人が存在しない又は相続放棄した場合、破産法等の規定によりその責を免れた場合、債務者が生活困窮状態にあり資力の回復が困難で履行の見込がない場合、債務者が失踪等で徴収の見込がない場合、私債権について債務者の時効の援用の意思確認ができない場合等、放棄することができる条件を制限して規定します。

なお、区長が債権放棄できる上限額を1件当たり100万円と定めます。これを超える債権放棄を行う場合は、地方自治法の規定により、議会の議決が必要となります。

17 (委任)

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを規定します。

東京都板橋区債権管理条例（案）骨子に対する意見

住所	電話番号
区内通学先又は勤務先名（板橋区外にお住まいの方のみご記入ください）	電話番号
氏名又は法人・団体名	
ご意見	

※ご意見は、個人・団体名や差別・不快語など公表に適さないと判断したもの以外は、原則として原文のまま公表します。ただし、広報いたばしで公表する際は、紙面の都合により多く寄せられたご意見を中心に公表する場合があります。

※提出されたご意見に個別の回答は行いません。ご意見に対する区の考え方は、後日、ホームページで公表します。

※住所、電話番号、通学先、勤務先、氏名、法人・団体名は公表しません。

※「板橋区債権管理条例」（案）骨子と関係しないご意見については公表しません。

※結果公表の際には、分類の都合上、いただいたご意見を分割して掲載する場合があります。

ご意見の送付先

板橋区総務部納税課庶務・収納グループ

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

FAX : 03-3579-4157

Eメール : nouzei@city.itabashi.tokyo.jp